

第24日

平成27年3月19日（木）

午前10時零分開会

○議長（手嶋源五君） 皆さん、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は20名で会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

委員会付託中の議案については、別紙配付のとおり審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員長に付託していた第23号議案ほか6件を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

先ほど、私、総務文教常任委員長に付託していたと申しましたけれども訂正いたします。総務文教常任委員会に付託していた案件でございます。じゃあ総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 浅尾静二君登壇）

○総務文教常任委員長（浅尾静二君） ただいま議題となりました第23号議案ほか6件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第23号議案朝倉市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、行政手続法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、行政指導の中止等の求め等について定める必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

執行部の説明によりますと、改正の主な内容として、1、行政指導に携わる者は、行政指導をする際に当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項等を示さなければならない。

2、行政指導の相手方は、行政指導が法律または条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、行政指導をした市の機関に対し、行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。3、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分または行政指導がされていないと思料するときは、行政庁または市の機関に対し、処分または行政指導をするをを求めることができるなどを明文化したものであり、このほか、朝倉市税条例及び朝倉市国民健康保険税条例について、朝倉市行政手続条例を引用している部分の条項ずれを附則において改正するものであるとのことでした。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第24号議案組織機構の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

本案は、平成27年4月1日から朝倉市の組織機構の見直しを実施することなどに伴い、朝倉市まちづくり審議会条例、朝倉市行政改革推進協議会条例、朝倉市議員報酬及び特別職給料審議会条例、朝倉市青少年問題協議会条例、朝倉市ダム対策委員会条例及び朝倉市

いじめ防止対策推進条例の規定中、担当課の名称変更等を行おうとするものであります。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第25号議案地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

本案は、平成27年4月1日から地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、朝倉市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例、朝倉市特別職の職員の給与等に関する条例の改正と、朝倉市教育委員会教育長の給与等に関する条例及び朝倉市教育委員会教育長を兼ねる教育委員の報酬支給調整条例を廃止しようとするものであります。

執行部の説明によりますと、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、教育委員会の政治的中立性、継続性・安定性の確保、責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築等の抜本的な改革が行われ、教育長と教育委員長を一本化した新教育長を設置することなどに伴う規定の整理であるとのことでした。

本委員会といたしましては、政治的な中立性の確保と諸問題に対して迅速な対応ができる組織づくりを要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第37号議案朝倉市過疎地域自立促進計画（杷木地域）の変更についてであります。

本案は、平成22年度から平成27年度までの6年間で進められている朝倉市過疎地域自立促進計画（杷木地域）を変更するに当たり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求められてるものであります。

執行部の説明によりますと、過疎地域自立促進特別措置法の改正に伴い、火葬場が過疎対策事業債の対象施設に追加されたことから、今回、朝倉市過疎地域自立促進計画（杷木地域）に火葬場整備事業を追加することで過疎対策事業債が活用でき、その事業費充当率は100%、そのうち70%が普通交付税として措置されるとのことでした。対象となる杷木火葬場は昭和61年に整備され、老朽化が進んでいるため、利用者のさらなる利便性・快適性向上のために施設整備を行うとのことでした。

委員会審査におきましては、火葬場整備事業の内容について確認したところ、火葬場高圧機器取りかえ工事、火葬炉制御盤取りかえ工事、拾骨室エアコン整備工事等を計画するとのことでした。

本委員会といたしましては、過疎対策事業債は有利な起債であり、杷木地域に必要な事業であることから、事業計画に追加すべきであるため、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第39号議案権利の放棄について（委託費に係る請求権）であります。

本案は、不納欠損処理を行うに当たり、埋蔵文化財発掘調査委託費に係る請求権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求められてるもの

であります。

これは埋蔵文化財発掘調査委託契約に基づく委託費の債務者1名について、破産法の規定に基づく免責許可の決定が確定したことにより、債権の弁済の見込みがなくなったため、195万5,049円の請求権を放棄するものです。

執行部の説明によりますと、債務者は土地の売却のため平成17年2月に発掘及び整理作業費用を債務者が負担する委託契約を市と締結し、債務者は同年12月に委託契約の一部である発掘作業費407万1,924円を支払いました。事業完了後の平成19年3月に債務者に対して委託契約の残額である整理作業費195万5,049円を請求したところ、整理作業費は行政の責務であると考えること及び高齢と病気治療等による経済的な理由により異議申し立て書を市へ提出し、支払いを拒否しました。

そのため、担当課である文化課は、長期にわたり債務者に対し文書催告や訪問等の督促を継続し、分割納付の協議を行い、弁護士にも相談を行っていましたが、平行線状態が長期化したことから、平成26年7月に甘木簡易裁判所へ支払い督促申し立て書を提出し、同年8月に債務名義が確定し、強制執行が可能となりました。

その後、債務者から数回にわたり分割納付の申し出が行われ、協議を行いました都合意には至らず、同年9月に債務者が弁護士を介し自己破産手続を開始したため、強制執行を中止し、同年10月には福岡地方裁判所から破産を認定する通知を受領しましたが、債務者が年金収入のみで、ほかの資産もなく、強制執行ができないと判断したため、意見申述を行わず、平成27年2月10日に免責許可が確定したとのことでした。

審査においては、平成19年3月の整理作業費の支払い拒否から平成26年7月の支払督促申立書提出に至るまでの長期間経過していることから理由をたざしたところ、催告等の書面による通知を19回、訪問等の面接協議を38回にわたり重ねてきているとのことでした。

また、現在は発掘調査着手前に費用を全額納付してもらい、最終的に精算還付を行うようにしているとのことでした。

本委員会といたしましては、本案については免責決定が行われており、請求権の放棄についてはやむを得ないとしながらも、現在は埋蔵文化財包蔵地事前調査について、相手との事前協議を十分に行い、費用の事前納付等により再発防止を努められていることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第41号議案福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更についてであります。

本案は、有明広域葬斎施設組合が有明生活環境施設組合へ名称変更をすることにより、福岡県市町村職員退職手当組合理約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求められているものであります。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第42号議案久留米市外三市町高等学校組合理約の変更についてであります。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、久留米市外三市町高等学校組合規約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求められているものであります。

執行部の説明によりますと、教育長が教育委員でなくなることにより、教育委員の定数等を改正する規定の整理を行うものであるとのことです。

本委員会といたしましては、法律の改正に伴う必要な措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論でございます。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の結論に御賛同賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 浅尾静二君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、第23号議案朝倉市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第23号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第24号議案組織機構の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第24号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第25号議案地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第25号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第37号議案朝倉市過疎地域自立促進計画(杷木地域)の変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第37号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第39号議案権利の放棄について(委託費に係る請求権)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第39号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第41号議案福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第41号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第42号議案久留米市外三市町高等学校組合規約の変更についてを議題とし、討論

を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第42号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第2号議案ほか15件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

(環境民生常任委員長 柴山恭子君登壇)

○環境民生常任委員長(柴山恭子君) ただいま議題となりました第2号議案ほか15件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第2号議案平成27年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算についてです。

本特別会計は、住宅改修資金、宅地取得資金、住宅新築資金に対する貸付事業、また旧朝倉町において水洗便所改造資金貸与事業が実施されていたもので、現在は償還率の向上を図ることを目的とし、償還を推進しており、本予算は総額を885万1,000円で編成しようとするものです。

審査に当たりましては、滞納について質疑がありました。

執行部によりますと、償還未到来分を含め38世帯53件、1億1,800万円の滞納があり、徴収率はここ数年6%程度で推移していたが、現状では5%台とのことでした。しかし、地道な形ではあるが、滞納者と面談等を重ねながら滞納問題の解決に向けて努力していくとのことでした。

本委員会といたしましては、特に滞納について、滞納者の高齢化に伴う減少等の厳しい条件はあるものの、公平性を保つためにも今後とも徴収に努めることを要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第4号議案平成27年度朝倉市国民健康保険特別会計予算についてです。

本特別会計は、事業勘定と直営診療施設勘定の2つの勘定が設定されています。

まず事業勘定は、予算総額を88億9,716万3,000円で編成しようとするもので、平成26年度当初予算と比較し、率にして11.4%増となっています。

執行部の説明によりますと、平成26年度当初予算からの主な変更点は、歳入について、税率改定に伴う国民健康保険税1億4,452万8,000円増、退職者医療の加入者減少で療養給付費交付金8,087万5,000円減、また共同事業交付金について、保険財政共同安定化事業交付金の対象医療費がレセプト1件30万円以上から全ての医療費に変更されたことに伴う10

億1,397万4,000円増とのことでした。

審査に当たりましては、医療費抑制の取り組みについて質疑がありました。

執行部によりますと、特に保険年金課と健康課が連携して2カ月に1回の担当者会議で協議し、出前講座を行うなどしているが、今後とも連絡を密にしていきたいとのことでした。

また、現在特定健診、がん検診の受診率向上、生活習慣病、特に糖尿病の発症や重症化予防を目的として連携して取り組んでいるが、今後特定健診未受診者対策を強化し、委託事業を計画しているとのことでした。

そのほか、国民健康保険税の収納率向上に向けたファイナンシャルプランナーの効果について質疑がありました。

執行部からは、この取り組みは国民健康保険税も含めて行っており、ファイナンシャルプランナー、徴収嘱託員、滞納処分の強化の3本の柱で収納率向上に努めているとのことでした。

次に、直営診療施設勘定は、予算総額を2億7,434万3,000円で編成しようとするもので、平成26年度当初予算と比較し、率にして5.2%減となっています。

審査に当たりましては、外来受診者数について質疑があり、やや減少傾向にあるものの、ほぼ横ばいの状態であるとの答弁がありました。

そのほか、医療機器の耐用年数を確認しました。

本委員会といたしましては、特に事業勘定は、平成27年度からの国民健康保険税改定で税が増額となる一方で、被保険者数は減少傾向にあるが、今後も高齢社会が続き、医療費が増加するおそれがあることから、健康づくりを初めとする医療費の削減に一層努力していくことを要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第5号議案平成27年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算についてです。

本会計は、平成20年4月から開始された後期高齢者医療制度の特別会計で、制度の運営は福岡県後期高齢者医療広域連合が主体となり、市では保険料の徴収や相談、申請や届け出の受け付け、保険証の交付等の窓口業務を行っています。

本予算は、総額を8億9,472万3,000円で編成しようとするもので、平成26年度当初予算と比較し、率にして6.6%増となっています。

本委員会といたしましては、県の広域連合が運営しているとはいえ、今後も後期高齢者が増加していく中で、医療費の削減に向けて市民の健康づくりのため、関係課がさらなる連携に努めることを要望して、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第6号議案平成27年度朝倉市介護保険特別会計予算についてです。

本特別会計は、保険事業勘定と介護サービス事業勘定の2つの勘定が設定されています。

まず保険事業勘定は、予算総額を55億2,961万2,000円で編成しようとするものです。

執行部の説明によりますと、平成27年度は計画期間を平成27年度から平成29年度までの

3年間とする第6期介護保険事業計画の初年度であり、平成27年度の計画で、まず介護サービス給付費について、介護給付費合計額は52億1,532万6,000円で、平成26年度当初予算と比較し、率にして3.2%減となっており、これは認定者数や認定率等の推計値、過去の給付実績から今後の伸びを推計し、必要とされる計画期間の給付額を算出したとのことでした。

次に、地域支援事業について。地域支援事業合計額は1億4,895万5,000円で、平成26年度当初予算と比較し、率にして2.7%減となっており、この事業の中の1次予防事業で、平成27年度からは介護予防ポイント事業が始まるとのことでした。

また、総合事業費清算金が平成27年度から新たに項目に追加されているが、これは市外の有料老人ホーム等に入所している住所地特例者は引き続き朝倉市の被保険者となり、介護サービスに係る経費は朝倉市で負担するが、第6期介護保険事業計画で市町村が取り組むこととなる介護予防・日常生活支援総合事業については、入所施設のある市町村でサービスを受けることとなり、その経費を朝倉市が負担することとなったためとのことでした。

また、介護保険の財源は、介護保険法に基づき、保険料で5割、公費で5割となっており、保険料のうち65歳以上の第1号被保険者が22%、40歳から65歳未満の第2号被保険者が28%であるが、第6期介護保険事業計画から第1号被保険者の負担割合が21%から22%へ変更されたとのことでした。

次に、介護サービス事業勘定は、予算総額を2,251万3,000円で編成しようとするものです。

執行部の説明によりますと、歳入歳出予算の主なものは、歳入は介護予防サービス計画費収入、歳出は地域包括支援センターのケアマネジャーの賃金及び居宅介護支援事業に対するケアプラン作成委託料とのことでした。

審査に当たりましては、総合事業費清算金について質疑がありました。

執行部によりますと、介護予防・日常生活支援総合事業については、朝倉市では平成29年度から取り組む予定であるが、平成27年度から取り組む市町村があるため、その経費を負担するものとのことでした。

そのほか、高齢者が施設ではなく在宅で安心して暮らしていけるかどうかとの質疑に対しては、介護給付のサービスだけではなく、今後は地域支援事業の中で介護予防や生活支援等の総合事業が新たにできて、力を入れていくようになってきているとの答弁がありました。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第14号議案平成26年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）についてです。

本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ270万円を追加し、1,247万4,000円としようと

するものです。

執行部の説明によりますと、平成25年度繰越金を今後の歳入不足に備えるため財政調整基金に積み立てるものとのことでした。

本委員会といたしましては、予算執行上適正な措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第15号議案平成26年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてです。

本案は、事業勘定で歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,627万1,000円を追加し、87億7,219万3,000円としようとするもの及び社会保障・税番号制対応システム改修事業の繰越明許費を388万8,000円で設定しようとするものです。

執行部の説明によりますと、歳出は一般被保険者療養給付費1億4,059万7,000円の財源組みかえを行うもの、平成25年度国民健康保険療養給付費等負担金の実績報告により、国へ8,497万1,000円を返還するもの及び国民健康保険特定健康診査・保健指導負担金精算金として、国庫負担分69万1,000円、県費負担分60万8,000円を返還するものとのことでした。

歳入の主なものは繰入金で、まず保険基盤安定繰入金2,686万8,000円は保険基盤安定制度で、一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り入れるもので、保険税軽減の対象となった一般被保険者数に応じ、保険税の一定割合を公費で補填することで低所得者を抱える市町村を支援する保険者支援制度が実施されており、平成26年度から5割・2割軽減の基準が変わったことに伴い、増額されたものとのことでした。

また、その他一般会計繰入金2億円は、国民健康保険税特別会計を健全化するため、国民健康保険税の税率改定と一般会計からの繰り入れを組み合わせたいと協議していたものとのことでした。

繰越明許費は、社会保障・税番号制度導入に伴う市の個別システム改修について、国が整備する番号制度の中核システムである中間サーバーの仕様を踏まえる必要があるが、今回、国における中間サーバーの仕様の公開がおくれたことにより年度内の事業完了が困難と見込まれるため、設定するものとのことでした。

本委員会といたしましては、特に一般会計繰入金2億円について、繰り入れとあわせて国民健康保険税の収納率向上に努力することを要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第16号議案平成26年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてです。

本案は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,029万1,000円を減額し、8億5,083万6,000円としようとするもの及び社会保障・税番号制対応システム改修事業199万8,000円の繰越明許費を設定するものです。

執行部の説明によりますと、歳入は平成26年度の後期高齢者医療保険基盤安定負担金繰

入額が確定したことで、保険基盤安定制度に基づく一般会計からの繰入金を減額するものとのことでした。

歳出は一般会計からの繰入金を減額補正することから、福岡県広域連合に納付する保険基盤安定負担金を減額するものとのことでした。

繰越明許については、第15号議案と同様の理由とのことでした。

本委員会といたしましては、予算執行上適正な措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第17号議案平成26年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてです。

本案は、保険事業勘定で第15号議案と同様の理由で、社会保障・税番号制対応システム改修事業の繰越明許費を448万2,000円で設定しようとするものです。

本委員会といたしましては、予算執行上適正な措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第26号議案朝倉市学童保育所条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本案は、学童保育所の保育料及び開所時間の統一を図ること並びに福田学童保育所を公の施設として設置すること等に伴い、規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものです。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第27号議案朝倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本案は、平成27年度から平成29年度までの介護保険料率及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置を定める必要があるため、この条例を制定しようとするものです。

執行部の説明によりますと、まず介護保険料については、第6期介護保険事業計画の計画期間中における第1号被保険者の保険料率について制定しようとするもので、第1号被保険者負担割合は、高齢化の進行状況が勘案され、これまでの21%から22%へ引き上げられているとのことでした。

具体的な算出の手順は、計画期間中に必要とする標準給付見込額と地域支援事業費を合わせた額に第1号被保険者の負担割合22%を乗じて第1号被保険者負担相当額を算出し、その額に調整交付金や介護給付費準備基金の取崩額を加減して保険料必要収納額を見込み、さらに予定収納率、3年間の第1号被保険者数の見込み数で割ると、保険料見込額の6万4,440円が算出されるとのことでした。この額を月額にした5,370円を第5期の4,990円を比較すると、伸び率は7.6%とのことでした。

算定に当たって踏まえた主な点は、所得段階の設定において、所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行う観点から政令が改正され、これまでの6段階から9段階へ見直さ

れたことを受け、朝倉市では低所得層への配慮、負担能力に応じた細やかな設定とするため、これまでの8段階から12段階に設定したとのことでした。

次に、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置について、執行部の説明によりますと、いずれの事業についても、地域包括ケアシステム構築に向けて市町村に新たに取り組みが求められたもので、実施までに一定の準備期間を置き、体制を整えることが必要であるため、これらの事業の実施を猶予する条例を制定するものとのことでした。

審査に当たりましては、保険料率について、被保険者への周知方法や介護給付費準備基金の取り崩しの内容を確認しました。

本委員会といたしましては、第6期介護保険事業計画の保険料増額について、年々高齢者がふえ、介護サービスの負担が大きくなっていることや、保険料率算定に当たって、所得段階を多く設定する等、低所得者層への配慮されていることからやむを得ないとするものの、今後の運営にさらに努力されること、また地域で生活できる高齢者をふやすために在宅介護の充実に向けてより一層取り組むことを要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第28号議案朝倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本案は、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されることに伴い、規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものです。

本委員会といたしましては、法令の改正に伴う規定の整備であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第29号議案朝倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により介護保険法の一部が改正されること及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令により、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されることに伴い、規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものです。

本委員会といたしましては、法令の改正に伴う規定の整備であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第30号議案朝倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防

支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本案は、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令により、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されることに伴い、規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものです。

本委員会といたしましては、法令の改正に伴う規定の整備であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第31号議案朝倉市火葬施設条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本案は、火葬場の使用料について、市内居住者及び東峰村の居住者の使用料を適用する要件を定めたいので、この条例を制定しようとするものです。

改正内容は、市内及び東峰村居住者であった者が社会福祉施設入所等のために市外に住所を異動した後に死亡した場合で、喪主が市内居住者であるときは市内居住者の使用料を適用するもので、施行期日は平成27年4月1日です。

執行部の説明によりますと、高齢者人口増加に伴い、社会福祉施設入所等のため、本市から住民票を異動した後に死亡される事例が増加することが見込まれるため、この要件を定めたいとのことでした。また、病院や学校寮へ住民票を異動する場合も同様の取り扱いとしたいとのことでした。

本委員会といたしましては、住民からの要望に配慮されたきめ細かな対応であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第34号議案朝倉市立保育所条例の制定についてです。

本案は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、児童福祉法の一部が改正されることに伴い、規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものです。

本委員会といたしましては、法令の改正に伴う規定の整備であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第38号議案朝倉市子ども・子育て支援事業計画の策定についてです。

本案は、平成27年度から平成31年度までを計画期間とする朝倉市子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たり、朝倉市議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により、議会の議決を求められているものです。

執行部の説明によりますと、第1章で、この計画は、朝倉市次世代育成支援後期行動計画の計画期間が満了することから、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援制度のもと、各取り組みを計画的に進めるため、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として策定しようとするもので、朝倉市総合計画を

上位計画とする子ども・子育てに係る分野別計画として位置づけるとのことでした。

第2章では、各種統計やアンケート調査結果、朝倉市次世代育成支援後期行動計画の成果指標等から朝倉市の子ども・子育て支援の課題を。

第3章では、施策の基本目標について。

第4章では、今後5カ年の主要事業の量の見込みと確保方策が示されているとのことでした。

そして第5章では、計画の推進に向けて全庁的に広く連携し、朝倉市全体として子ども・子育て支援に取り組むとともに、市内の子育て支援を行う保育所、保育園、幼稚園、学校、地域、その他関係機関、団体等との連携を図っていくとのことでした。

審査に当たりましては、今後地域が活性化していくためには、子ども・子育て支援を充実することは大きな課題であるが、市と地域コミュニティ等との連携をどう考えているかとの質疑がありました。

これに対しては、子ども・子育て支援事業だけではなく、その他の事業においても地域コミュニティとの連携や市役所内部での連携は必要であると考えており、総合的に判断し、定住人口増や少子化対策につながるように事業を進めていきたいとの答弁がありました。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論であります。何とぞ本会議におかれましては、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 柴山恭子君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、第2号議案平成27年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第4号議案平成27年度朝倉市国民健康保険特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第5号議案平成27年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第6号議案平成27年度朝倉市介護保険特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第14号議案平成26年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第15号議案平成26年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第16号議案平成26年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第17号議案平成26年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第17号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第26号議案朝倉市学童保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第26号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第27号議案朝倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第27号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第28号議案朝倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第28号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第29号議案朝倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第29号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第30号議案朝倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第30号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第31号議案朝倉市火葬施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第31号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第34号議案朝倉市立保育所条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第34号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第38号議案朝倉市子ども・子育て支援事業計画の策定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第38号議案は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前11時10分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第3号議案ほか16件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

（建設経済常任委員長 中島秀樹君登壇）

○建設経済常任委員長（中島秀樹君） ただいま議題となりました第3号議案ほか16件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告します。

まず、第3号議案平成27年度朝倉市簡易水道特別会計予算についてです。

予算総額を歳入歳出それぞれ1,061万7,000円で編成するものです。

簡易水道施設の設置箇所及び給水区域は7カ所で、計画給水人口は664人、給水世帯数は87世帯です。簡易水道台帳の整備を次年度までの2カ年の予定で実施します。

予算額が昨年度と比べて227万9,000円の増となっていますが、これは簡易水道台帳の整備費が新規計上となったのが主な要因です。簡易水道台帳の整備には457万8,000円を計上しているとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第7号議案平成27年度朝倉市下水道事業特別会計予算についてです。

予算総額を歳入歳出それぞれ23億7,881万6,000円で編成するものです。

平成27年度の公共下水道の整備予定面積は36.4ヘクタールです。特定環境保全公共下水道事業については、単独公共下水道として計画していた地域を編入した箇所の工事を進めるとともに、朝倉中央浄化センターの長寿命化を行います。雨水幹線整備事業は、堤1号幹線の物件補償、浸水対策工事を行います。

また平成29年度から地方公営企業会計へ移行するための資産調査・評価を行います。企業会計移行業務委託に1,393万7,000円を計上しているとのことです。

審査に当たっては、福童浄化センター周辺環境整備負担金の総額の確認、福田地区の将来的な下水道整備の考え方、一般会計からの基準外繰り入れを減らすために使用料の見直しを行う考えがあるかという質疑がありました。

執行部によりますと、環境整備負担金の総額は17億4,000万円、そのうち朝倉市の負担分が5億9,700万円であるとのこと。

福田地区の整備については、本年度、汚水処理構想の見直しを行う中で、今後の整備手法等について、将来の維持管理費が安く抑えられる方法を探りながら総合的に検討していくとのことでした。

また、使用料体系については、営業収支については使用料で賄うという原則を踏まえ、平成29年度から企業会計に移行し、営業収支が明白になった時点で今の使用料体系でよい

のかという議論を行いたい。また、使用料を値上げするにしても、政策的な判断を伴う中で、近隣市町村の使用料体系も勘案しながら、適正な価格設定を考えていきたいとのことでした。

本委員会としましては、維持管理費と現在の使用料体系を比較し、将来的な展望を見据えた上での議論を期待した上で、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第8号議案平成27年度朝倉市農業集落排水事業特別会計予算についてです。

予算総額を、歳入歳出それぞれ4億2,050万8,000円で編成するものです。

本特別会計は維持管理が主な業務となっています。施設の維持管理の効率化を図るため、長寿命化に取り組み、平成27年度は蜷城地区、宮野地区の最適整備構想の策定を予定しています。

また、下水道事業特別会計と同じく、平成29年度から地方公営企業会計へ移行するための資産調査・評価を行います。企業会計移行業務委託に657万4,000円を計上しているとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第9号議案平成27年度朝倉市個別排水事業特別会計予算についてです。

予算総額を、歳入歳出それぞれ2億9,844万1,000円で編成するものです。

平成27年度の合併処理浄化槽設置基数は57基を見込んでおり、今後は設置基数の増加により維持管理費が増加していくことから、使用料収入の確保に努めていくとのことでした。

また、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計と同じく、平成29年度から地方公営企業会計へ移行するための資産調査・評価を行います。企業会計移行業務委託に456万2,000円を計上しているとのことでした。

市が管理を行っている浄化槽の基数は1,310基となっており、それに伴う維持管理費を1億6,434万2,000円計上しています。

審査に当たっては、事業計画における設置基数の算出根拠を確認しました。執行部によりますと、過去の実績を参考に、総体的に算出を行っているとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第10号議案平成27年度朝倉市工業用地造成事業特別会計予算についてです。

予算総額を前年同様、歳入歳出それぞれ46万円で編成するものです。

鳥集院工業団地の市有地の管理業務として、調整池や緑地帯の維持管理及び放流水などの水質調査を実施するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第11号議案平成27年度朝倉市工業用水道事業会計予算についてです。

本市の工業用水は、全てキリンビール福岡工場に給水されており、1日1万5,000立方メートルの給水が計画されています。

収益的収入及び支出については、収入を1億4,411万9,000円、支出を1億2,135万7,000円で編成するものです。

資本的収入及び支出については、収入を1,027万8,000円、支出を7,313万1,000円で編成するものです。

資本的支出がふえている要因は、工業用水管の新設事業として4,887万円が計上されていることによるものです。これはキリンビール福岡工場への工業用水道管更新事業の実設計等に係る委託費です。

資本的支出には、このほかに両筑平野用水2期事業費負担金2,126万1,000円を計上しています。

また、現金の増減を要因別にまとめたキャッシュフロー計算書によると、資金期末残高は4億9,827万2,000円になるとのことです。

審査に当たっては、キリンビール福岡工場への工業用水道管更新事業について、キリンビールとの費用負担割合を確認しました。

執行部によりますと、基本設計及び詳細設計に係る費用は市が負担するが、工事費に関してはキリンビールに半額相当を負担してもらうことで協議を進めており、協定書の締結までは至っていないが、大枠では了解を得ているとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第12号議案平成27年度朝倉市水道事業会計予算についてです。

収益的収入及び支出については、収入を6億349万円、支出を5億2,832万8,000円で編成するものです。

資本的収入及び支出については、収入を5,326万7,000円、支出を3億6,921万円で編成するものです。

主な建設改良事業として、配水管布設等工事に1億1,035万円、持丸浄水場のポンプ及び高圧受電盤設備の更新に係る浄水施設更新等工事に2,851万2,000円が計上されています。

また、現金の増減を要因別にまとめたキャッシュフロー計算書によると、資金期末残高は9億4,113万7,000円になるとのことです。

審査に当たっては、投資有価証券購入費に1億円が計上されていることについて内容を確認しました。

執行部によりますと、手持ち資金が9億円ほどあり、国債や県債を購入し、資金運用するものであり、購入等の手続は水道課で行っているとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第18号議案平成26年度朝倉市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてです。

本案は、事業費の確定及び入札減等により、歳入歳出それぞれ総額1億7,211万4,000円を減額するものです。それに伴い、地方債の限度額の補正も行うものです。

事業費の減額については、交付金申請時にはできる限りの予算計上を行ったものの、交付金の確定額が満額に至らず、減額を行うものであることを確認しました。

本委員会としましては、事業推進上必要な措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第19号議案平成26年度朝倉市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてです。

本案は、事業費の確定により歳入歳出それぞれ総額1,060万円を減額するものです。

処理場の長寿命化計画を6カ所計画していたものが、県の補助金が4カ所しかつかず、平成27年度に持ち越したものと、3地区の建設事業費の不用額などです。

本委員会としましては、事業推進上必要な措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第20号議案平成26年度朝倉市個別排水事業特別会計補正予算（第1号）についてです。

本案は、事業費の確定により歳入歳出それぞれ総額1,900万円を減額するもので、それに伴い、地方債の限度額の補正も行うものです。

浄化槽の設置予定基数に対し5基少ない設置であったため、工事費を900万円、維持管理委託料を1,000万円減額するものです。

本委員会としましては、事業推進上必要な措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第21号議案平成26年度朝倉市水道事業会計補正予算（第2号）についてです。

資本的収入を1億814万5,000円、資本的支出を4,800万円減額するものです。

水道課が建設課や都市計画課の道路整備にあわせ、配水管を埋設していますが、来春一ツ木線ほかの路線の工事がおくれたため、配水管を布設することができず、建設改良費を減額するもので、その結果、留保資金の活用で対応できるようになったため、企業債の借り入れを減額するものです。

本委員会としましては、事業推進上必要な措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第22号議案朝倉市山村広場条例を廃止する条例の制定についてです。

この広場は、上秋月地区から用地費用の提供を受け、昭和59年度に補助事業で整備を行ったものです。事業実施から財産処分制限年度の30年が経過し、地元帰属の手続を始めるため条例を廃止し、今後は行政財産から普通財産に移管し、上秋月振興会に無償譲渡を行

う予定だということです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第32号議案朝倉市杷木農林産物処理加工施設条例の一部を改正する条例の制定についてです。

農産物の加工開発施設である朝倉市杷木農林産物処理加工施設の有効利用を図るため、使用料等について定めるために条例を制定するものです。

施設は、杷木松末地区の旧農協の敷地内にあり、平成11年度に山村振興事業で建設された農林産物処理加工施設です。現在は地元の利用加工組合が管理運営を行っていますが、高齢化などにより運営が厳しくなったため、松末地域コミュニティに管理委託を行い、広く利用を進めるため、使用料等の設定を行うものです。

なお、この施設は、もともとは松末地域の振興を目的とするものであるもので、使用については松末地域の方を優先する旨を定めるということです。

審査に当たっては、施設の所有者、管理者などについて再度確認を行いました。

執行部によりますと、施設の所有者は市であり、管理運営は、今までは松末地域の女性を主体とした利用加工組合が行ってきたものを市に戻し、管理運営を松末地域コミュニティで行ってもらい、施設に係る光熱費、水道費などは市が負担するということでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第33号議案朝倉市多目的施設・原鶴振興センター条例の一部を改正する条例の制定についてです。

サンライズ杷木の使用料において、10円未満の端数が生じた場合の取り扱いを定めるために条例を制定するものです。

消費税が3%アップしたことに伴い、減免措置を行う際に10円未満の端数が生じることになったため、朝倉市総合市民センター及び地域生涯学習センター条例の記述にあわせ、10円未満の端数については切り捨てるとするものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第35号議案朝倉市水源かん養基金条例の制定についてです。

水源地域における水源涵養機能の向上及び水質保全を図るための基金を設けるために条例を制定するものです。

ダムの上流地域及び周辺地域においては、高齢化や過疎化、木材価格の低迷、自然災害や鹿による食害の増加により山林の荒廃が進んでいることから、この水源かん養基金を設け、水源地の適正管理や広葉樹林化の推進を行い、山林の再生、水源涵養機能の向上を図るものです。

基金の額は、朝倉市の経費区分として10億円を予定しているとのことです。

審査に当たっては、基金を充てる予定である事業内容を確認しました。

執行部によりますと、6事業から成る森林整備事業と畜産団地跡地に広葉樹の植栽を行う水源の森森林化事業を行う予定であり、寺内ダム、江川ダム、小石原川ダムの3つのダムの上流の森林の保全に充てるものだという事でした。

また、関係団体からの基金の調達については、ダム完成までをお願いしているとの事でした。

本委員会としましては、基金の支援に関しての協議に鋭意努力されることを期待し、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第36号議案朝倉市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてです。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定により、同企業立地重点促進区域、いわゆる重点区域における製造業等に係る工場または事業上の緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する条項を定めるために条例を制定するものです。

緑地率、環境施設率を緩和することで、企業誘致の推進や敷地の有効活用を図るとともに、既存企業敷地不足等を理由とした市外への流出を防止する効果があるということです。

審査に当たっては、緑地や環境施設の割合の考え方や、朝倉市内の集積区域と重点区域の確認などを行いました。執行部によりますと、緑地は環境施設に包含してよく、集積区域は市内に10カ所、65.28ヘクタールあり、そのうちの平塚工業団地の36.19ヘクタール分が重点区域に指定されているとの事でした。

本委員会としましては、本条例は企業誘致を促進するものであり、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第40号議案市道路線の認定についてです。

認定する路線は、長田町4号線、延長60.3メートル、幅員6から10メートルで開発行為によるもの。新町1号線、延長26.7メートル、幅員5メートルで、地元から市道路用地として寄附を受けたもの。下原・野口1号線、延長157メートル、幅員6メートルで、地元からの要望により、渋滞緩和及び利便性向上を図る目的で整備を行うものの3路線で、道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により、議会の議決を求められているものです。

本委員会では、現地調査を行い、詳細な説明を受け、認定基準に合致することを確認し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過と結論です。本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で、建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。5番稲富一實議員。

○5番（稲富一實君） 第11号議案平成27年度朝倉市工業用水事業会計予算についての説明の中で、資本的支出がふえている要因は工業用水管の新設事業と説明がありましたが、更新事業で訂正方、お願いいたします。

○議長（手嶋源五君） ほかに。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。
（建設経済常任委員長 中島秀樹君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、第3号議案平成27年度朝倉市簡易水道特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。
採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。
次に、第7号議案平成27年度朝倉市下水道事業特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。
採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。
次に、第8号議案平成27年度朝倉市農業集落排水事業特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。
採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第9号議案平成27年度朝倉市個別排水事業特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第10号議案平成27年度朝倉市工業用地造成事業特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第11号議案平成27年度朝倉市工業用水道事業会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第12号議案平成27年度朝倉市水道事業会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第12号議案は原案のとおり可決

されました。

次に、第18号議案平成26年度朝倉市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第18号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第19号議案平成26年度朝倉市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第19号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第20号議案平成26年度朝倉市個別排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第20号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第21号議案平成26年度朝倉市水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第21号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第22号議案朝倉市山村広場条例を廃止する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第22号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第32号議案朝倉市杷木農林産物処理加工施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第32号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第33号議案朝倉市多目的施設・原鶴振興センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第33号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第35号議案朝倉市水源涵養基金条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第35号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第36号議案朝倉市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第36号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第40号議案市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第40号議案は原案のとおり可決されました。

次に、予算審査特別委員会に付託していた第1号議案を議題とし、予算審査特別委員長の報告を求めます。予算審査特別委員長。

(予算審査特別委員長 梶原康嗣君登壇)

○予算審査特別委員長(梶原康嗣君) ただいま議題となりました第1号議案平成27年度朝倉市一般会計予算について、慎重に審査いたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

審査につきましては、4日間にわたり、歳入歳出についての説明を受け、各課質疑を行うとともに総括質疑を行い、慎重審査に努めたところでございます。

予算の概要につきましては、当初予算規模を291億円とし、昨年度は市長選挙に伴い、骨格予算としての編成が行われたため、6月補正後の本予算額261億2,741万3,000円と比較しますと29億7,258万7,000円、11.4%の大幅な増になっているところでありますが、これは朝倉農業高等学校校舎解体工事、秋月郷土館建設工事、水源涵養基金への積立金等の増によるものであります。

その上で、合併特例事業債や過疎対策事業債を有効に活用し、財政調整基金による財源調整を行うことなく編成され、さらには合併優遇措置終了をにらみ、行政評価による事務事業制度の見直しなどの行財政改革にも取り組んでいるとのことでもあります。

本委員会といたしましては、この予算編成が市民の要求や期待に十分応え得るものであるか、緊急性の度合い、不要不急なものがないか、また前年度の決算審査の質疑や意見をもとに将来の財政状況分析がなされているかなどなど、さまざまな視点から慎重に審査し、活発な質疑応答がなされたところでもあります。

討論、採決の結果、執行部の説明を了とすところではありますが、市庁舎整備事業の基本構想が明確に定まっていない現状では、庁舎整備の事業費が今後の財政運営に及ぼす影響も大きいことから、総合的体育施設の設計業務を行う際には、庁舎整備事業費を含めた詳細な今後の財政見通しを議会や市民にも丁寧に説明された上で執行されることを要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会の審査経過及び結論であります。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で、予算審査特別委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（予算審査特別委員長 梶原康嗣君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、第1号議案平成27年度朝倉市一般会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。11番富田栄一議員。

○11番（富田栄一君） 11番です。賛成意見を述べさせていただきます。

これからの朝倉市は投資的経費、大型事業が待ち構えていて、効果的に予算を計上することがなご一層必要です。

教育委員会の2つの事業について、二重投資になるのではないかなど危惧していましたが、さきの予算審査特別委員会において、防災対策と連動して行うことが確認できました。杷木統合新設小学校建設事業、杷木球場・グラウンド整備事業を進める中で、災害対策として水路流量計算を踏まえた水路設計、排水路事業が行われ、二重投資にならないとのことです。

ほかの予算につきましても、行財政改革に取り組み、適切に計上されていますので、27年度予算案について賛成いたします。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 賛成ですね。

ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第13号議案の審議を行います。

それでは、第13号議案平成26年度朝倉市一般会計補正予算（第4号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後0時5分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより追加議案等の上程を行います。

本日市長から議案1件の送付を受けたほか、議会運営委員会から発議案3件が上程されました。

これを一括上程し、まず市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田俊介君） 皆様方には連日の御審議、まことにありがとうございます。

ただいまから、本日追加提案いたしました議案につきまして提案理由の概要を説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

第44号議案朝倉市固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、朝倉市固定資産評価審査委員会委員、立石 新、山口雄平、井手信彦、渡辺輝子、本園治作及び舟木良子の任期が平成27年5月15日に満了することに伴い、再度、本園治作及び舟木良子を、新たに、今村 良、手嶋 功、養父芳樹及び平山直伸を朝倉市固定資産評価審査委員会委員として選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御

同意いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(手嶋源五君) 補足説明があれば承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 次に、発議案について提案理由の説明を求めます。議会運営委員長。

(議会運営委員長 桑野博明君登壇)

○議会運営委員長(桑野博明君) それでは、発議案第1号ほか2件につきまして、委員会を代表し、提案理由を簡潔に御説明いたします。

まず、発議案第1号朝倉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、教育長と教育委員長が一本化され、教育委員長が廃止されることから、朝倉市議会委員会条例中、教育委員会の委員長の文言を教育委員会の教育長に改める必要が生じたので、この条例を制定しようとするものです。

次に、発議案第2号朝倉市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定についてであります。

本案は、現在議員が長期間議会の会議、委員会等を欠席した場合に、議員報酬や期末手当の支給について不支給や支給停止とする規定がないため、議会等に出席の実績がなくても議員報酬等を全額支給することとなっています。

このため、議員が病気その他の理由で定例議会を2回続けて欠席した場合や、逮捕、拘束され、議会の会議等に出席できない場合に議員報酬及び期末手当について不支給または支給停止とすることができる条例を制定しようとするにより、議員としての役割や責任を強く認識し、さらに市民から信頼され、市民の負託に応える議会となることを決意するものです。

最後に、発議案第3号朝倉市長の専決処分事項の指定についてであります。

本案は、地方自治法第96条の規定により、市議会は条例の制定、改廃、予算を定め、決算の認定を行うなど、議決すべき事件が定められていますが、これらの例外措置として、同法第180条第1項の規定により、議会の権限に属する軽易な事項で、議決により特に指定したのものについては市長が専決処分をすることができることとなっています。

交通事故による賠償金の支払い等において、たとえ被害者である市民に過失が全くない場合や、数千円の少額な賠償金の支払いであっても議会を招集し、開会し、議決を経なければ賠償金を支払うことができないため、被害者の治療費や車両の修理費の支払いがおかれるなど、市民生活や速やかな行政運営に支障が生じている状況がありました。

これらの状況の改善を図るため、議会の権限に属する事項のうち、1件100万円以下の

損害賠償の額を定めることなど、5つの軽易な事項について迅速な対応がとれるよう、市長が専決処分できる事項として特に指定する議決を行うものです。

以上、提案理由を御説明いたしました。皆様方におかれましても御賛同賜りますようお願い申し上げます。

(議会運営委員長 桑野博明君降壇)

○議長(手嶋源五君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

議案等考案のため、暫時休憩いたします。その場でお願いいたします。

午後0時12分休憩

午後0時13分再開

○議長(手嶋源五君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案等の質疑を行います。質疑は、申し合わせにより同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第44号議案朝倉市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、発議案第1号朝倉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、発議案第2号朝倉市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、発議案第3号朝倉市長の専決処分事項の指定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上で、議案等の質疑は終わりました。

次に、追加議案等の委員会付託を行います。

お諮りいたします。第44号議案については会議規則第35条第3項の規定により、発議案第1号、第2号及び第3号については会議規則第35条第2項の規定より、委員会付託を省略し、直ちに本会議において議決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、第44号議案朝倉市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第44号議案は原案のとおり同意されました。

次に、発議案第1号朝倉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第2号朝倉市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第3号朝倉市長の専決処分事項の指定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、市庁舎整備検討特別委員長報告を議題とし、市庁舎整備検討特別委員長の報告を求めます。市庁舎整備検討特別委員長。

(市庁舎整備検討特別委員長 浅尾静二君登壇)

○市庁舎整備検討特別委員長（浅尾静二君） 市庁舎整備検討委員会の調査の経過及びその結果について御報告いたします。

本特別委員会は、平成26年12月の第4回定例会において、本庁舎整備に関する調査研究を目的として19名の委員構成で設置し、これまで8回の委員会を開催し、議論を重ねてまいりました。

現本庁舎は、昭和48年1月竣工で、既に42年が経過し、老朽化と狭小な面積のため、行政機能が分散されており、効率の悪さが顕著になっています。

加えて、平成26年度に実施した耐震診断では、構造耐震指標、いわゆる I_s 値が0.50という数値であり、震度6ないし7程度の規模の地震で倒壊または崩壊する危険性があるとの結果でした。

特別委員会では、庁舎整備を検討していくに当たり、基本的な2点の確認を行いました。

1点目は、庁舎の耐震対策への必要性です。平成25年11月25日に改正された耐震改修促進法及び平成26年6月に作成された朝倉市耐震改修促進計画や朝倉市地域防災計画に沿って、市は率先して整備していく責務があります。加えて、発生から4年を迎えた東日本大震災で、庁舎は災害発生時の応急対策や災害復旧のための情報発信拠点としての重要性が再認識されており、高い耐震性と安全性を確保した災害対応の指令塔としての機能を果たさなければなりません。

2点目は、庁舎機能の整備の重要性です。多様化する市民ニーズや減少する人口に的確かつ迅速に対応できる組織機能により、効率的なサービスを提供できる本庁機能の整備は非常に重要であります。

以上のことから、庁舎整備の検討が喫緊の課題であることを認識し、執行部から提案を受けた3つの案について調査検討を行いました。

第1案、第2案については、現在の庁舎の耐震補強と大規模改修するものですが、改修後の庁舎の耐用年数が延びるものではなく、いずれ建てかえが必要となり、二重投資となる可能性があるため、第1案、第2案の検討には至りませんでした。

次に、整備案を検討する上で、次の2点が論点となりました。

1点目に、庁舎配置です。平成18年に調印された合併協定書には、庁舎配置方式を本庁・支所方式とするとなっており、これを十分尊重し、本庁機能を集中させるための整備であること。

2点目に、建設経費です。今後大型事業が次々に取り組みられますが、将来に大きな不安を残さない安定した財政運営が強く望まれることです。

さて、執行部から提案された行政機能の集中を図る第3案ですが、確かに行政キョウリツは格段に向上するものの、建設費が約55億円を試算されており、今後の財政見通しが合併優遇措置の削減、基金からの繰り入れや市債の発行を余儀なくされることなど、将来の

財政運営が非常に厳しい状況が危惧されることから、第3案については再考する必要があるという意見にまとまりました。

そこで、執行部提案の第3案を基本としながらも、財政状況を勘案し、現在本庁機能が分散している状況を踏まえ、建築費や建築面積を抑制した庁舎の建てかえについて検討を求める文書を平成27年2月20日に市長に提出したところであります。

今後新秋月郷土館の建設、杷木地域小学校の建設、秋月小中一貫校の建設、また積年の行政課題であった朝倉農業高校跡地活用事業が開始され、大型事業が集中していく中での市庁舎整備であり、将来の朝倉市の財政運営に与える影響は非常に大きいものがあり、これまで以上の熟慮、断行が望まれます。

本特別委員会は、この報告をもって終了いたしますが、新しい議会においても特別委員会を設置し、調査研究を継続されるよう期待するところであり、執行部におかれましても、細心の事業執行と議会と市民に対して十分な説明をお願いいたしまして、庁舎整備検討特別委員会の報告といたします。

○議長（手嶋源五君） 以上で、市庁舎整備検討特別委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。5番稲富一實議員。

○5番（稲富一實君） 恐れ入ります。4ページでございますが、執行部から提案された行政機能の集中を図る第3案ですが、確かに行政キョウリツと委員長のほうより報告がありました。説明がありましたが、行政効率ということで訂正方、お願いしたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（市庁舎整備検討特別委員長 浅尾静二君降壇）

○議長（手嶋源五君） ただいまの委員長報告をもって、市庁舎整備検討特別委員会の調査は終了いたしました。御了承願います。

次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告については別紙配付のとおりであります。

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて、平成27年第1回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午後0時25分閉会